

令和7年度第2回 川崎市環境審議会自然共生部会 会議録

- 1 開催日時 令和8年3月17日（火）午後3時00分～午後4時56分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 復元棟301会議室
- 3 出席者 委員 飯田部会長、中島副部会長、水庭委員、與本委員、高田委員
事務局 河合建設緑政局長、磯部緑政部長、坂みどり・多摩川事業推進課長、
渡邊みどりの保全整備課長、藤野企画課長、矢口グリーンコミュニティ推進室担当課長
- 4 議題 議題 みどりの総量と目標値について (公開)
みどりの都市構造について (公開)
報告 川崎市環境審議会自然共生部会における委員意見一覧 (公開)
新たなみどりの基本計画の全体像（更新） (公開)
川崎市緑化指針の改正について (公開)
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議内容

午後3時開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回川崎市環境審議会自然共生部会を開催したいと思います。

私は本日の進行を務めます、建設緑政局みどりの管理課の阿部と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めに委員の出席について御報告いたします。本部会の委員7名中、オンライン参加を含めまして、本日5名の委員が御出席されております。半数以上の出席がございますので、川崎市環境基本条例施行規則の規定に基づき、本日の部会が成立しますことを御報告申し上げます。

なお、本日は2回目の開催となりますので、委員及び本市の出席者につきましては、参考資料1及び2の一覧を御参照いただければと思います。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、原則公開となります。本日は傍聴希望者2名の申出がございましたので、傍聴を認めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局

それでは、御異議ないようですので傍聴を認めます。また、この後、会議中に傍聴の希望があった場合につきましても、随時傍聴を認めたいと思いますので御了承ください。

〔傍聴者入室〕

○事務局

それでは、開会といたしまして、河合建設緑政局長から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

○建設緑政局長

改めまして、本日はお忙しい中、川崎市環境審議会自然共生部会への御協力並びに御出席、誠にありがとうございます。

前回も少し触れましたが、川崎市は緑化フェア後、みどりのKAWASAKI宣言、そして現在、年度末を目標に策定しておりますみどりの将来像ということで、その中で3つの柱を設けております。緑のつながり、人のつながり、みどりを活かしたまちづくりということで、自然とともに都市の成長をしていきたいという思いで、みどりの将来像をつくっておりますが、前回の緑の基本計画の改定時に、次回の策定でこんな環境になっているなんていうことは多分想像もしていなかったのかなと思っております。環境変化がすごく速い中で、世界的にもネイチャーポジティブとか、サーキュラーエコノミーとか、ネットゼロとか、そんな言葉が想像もできなかった今になっていると思っております。そういう意味では、今回の緑の基本計画は、これまでにない、本当にまちづくりに欠かせない中での緑をどうしていくかという、川崎市にとっても大変重要な改定だと認識しているところでございます。今回、みどりの将来像を策定した以降、令和9年度に策定ということになりますが、まさに緑の基本計画は、新たなみどりの将来像に向けた目標や都市構造、そしてその実現に向けた骨格となる具体的な部分だと思っております。

そういったところをしっかりと進めなければいけない中で、今回、第2回ということで、その中でも今回は目標設定、これは計画の中では欠かせませんが、今回は目標についても、そういった背景にしっかりと見合った目標設定をしなくてはならないということで、国際的な視点を踏まえた中で、海外の先行事例も参考に、緑の総量や目標値について少し御提案をさせていただきながら御議論を進めていただきたいと思います。我々も本当に深い議論が必要と考え

ておりますので、委員の皆様におきましては、積極的な御意見、そして御指導、御鞭撻をいただきながら、良いものをつくっていきたいと思いますので、本日もどうぞよろしくお願ひいたしますということで、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。

なお、河合局長につきましては、この後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は部会長にお願いしたいと思いますので、飯田部会長、よろしくお願ひいたします。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。

本日は議題2点、報告3点と盛りだくさんで、資料もたくさん用意いただいておりますので、早速議題に入りたいと思います。

まず、議題1、みどりの総量と目標値について、事務局から御説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料1を御覧ください。資料2ページから総量の内容になってございます。前回、御審議の中で、市民の緑への関心について取り上げさせていただきましたが、こちらは本市の緑の満足度について、もう少し振り返って調べたものでございます。3つの緑の基本計画の改定時のタイミングで調査を行ったもので、調査方法に多少ばらつきはあるものの、32年間という中で、緑に対する「不満」の割合が大幅に減少して、「満足」の割合が上昇していることから、市民意識の中でも緑のイメージが向上しているということが読み取れます。一方で、「普通」という回答者が多くなり、こうした方に関心を持ってもらうことが重要であるということが改めて分かりました。

次の3ページは、緑の量の差が大きい麻生区と川崎区で比較したのですが、数値に差があるものの、同様の傾向を示してございます。

4ページをお開きください。こちらは市民が保全を希望する緑のカテゴリーの経年変化を振り返ったものでございまして、1993年と直近の2025年の比較では、多摩川河川敷以外の全てで

減少傾向にあり、特に斜面の緑や農地は、対象期間内で総量が減少しているにもかかわらず保全を求める回答が減少していることから、この要因についても整理する必要があると考えてございます。

次に、5ページをお開きください。前回の議論を踏まえ、本市の緑の総量、緑の成り立ちについて、歴史をもうちょっと遡って整理したものでございます。遠く原始の海進の時代では、北部丘陵地付近までが海であった時代から、江戸時代には農業の生産力向上のため、二ヶ領用水などの開削による水路等の整備で農地も広がりました。

右下の図は、江戸時代後期から明治時代初期の川崎市の土地利用の状況でございます。緑色が樹林地、黄色が農林地となっており、市域の全体が緑で覆われていたことが分かります。その後、明治時代から多摩川下流に工場が進出し、臨海地帯においても海浜の埋立てにより工業都市化が始まりました。さらに、高度成長期を迎え、宅地化の進行により北西部の緑も開発によって緑被率が減少してきたことが分かります。

次に、6ページをお開きください。過去の緑の基本計画における緑の総量の捉え方について振り返ってみました。まず、緑被率については、今回改定する基本計画、これは4代目になりますが、1993年の緑の基本計画の市内の緑被率の算定方法は、モデル地区において樹林地や農地、公園緑地、緑化地などを調査し、その把握に基づいて、都市計画基礎調査などを踏まえて推定したものでした。その後、調査手法と精度に統一性がなく分かりづらいことから、2006年から自然的環境資源として、航空写真から300平米以上の樹木の集団、河川や運河を、農地については固定資産概要調書から面積の割合を把握し、5年ごとに整理しておりました、2020年までの14年間において市域の緑被率が1.6%減少しております。

7ページをお開きください。緑の基本計画における緑の総量の目標値の設定についてです。1995年、全国で初めて策定した緑の基本計画である緑の30プランでは、緑の確保の目標を緑被率30%としておりましたが、2回目の改定、2008年の緑の基本計画以降は、緑の施策展開の面積を積み上げた合計を目標値化しております。この設定は、例えば特別緑地保全地区として指定した緑地を市が買収して都市公園として告示する場合は、公園として計上するなどの重複感もあり、現行の2018年に策定した緑の基本計画においては、施策展開の合計はほぼ達成の見込みであることから、新たなみどりの基本計画では、改めて緑の総量に再挑戦したいと考えております。

8ページを御覧ください。こちらは新たなみどりの基本計画による緑の総量について、考え方を示しております。まず、ア、目標値について、資料右側の緑の総量にこれから求められる

事項として、①市域の緑の総量を示すこと、②市民が育てる小さな緑を反映できること、③総量と取組の関係性が見える化すること、④生物多様性や気候変動への対応など強化すべき視点を踏まえたみどりの指標化、⑤みどりの将来像の実現に向けた目標設定の5つを挙げております。

右側に移りまして、イギリス・ロンドン市の事例を踏まえますと、新たな緑の総量としては、①市域の緑の総量を示す指標として、樹木や草地などの純粋な緑被率の導入を検討するとともに、②強化すべき視点を踏まえた緑の指標として、暑熱対策などに対応する樹冠被覆率の導入に向けて調査・検討を進めていきたいと考えております。それぞれの枠内に論点を示しておりますが、緑被率については、どの緑を対象にするか、次に、論点②は調査手法は航空写真あるいは衛星写真の分析が有効なのか、樹冠被覆率については導入範囲を市域全域とするのか、拠点駅周辺などに絞るのか、緑被率と同様に調査手法はどうするのか、さらに、みどりの機能と植栽基盤の確保に向けた他の都市機能との競合、市民の理解、維持管理費の確保といった設定に当たっての課題などを記載しております。

次の9ページ、10ページは、緑被率の論点①に関して、東京都の緑の対象範囲のイメージ図、また、10ページは他都市の緑の対象範囲の比較表を、11ページからは論点②の調査方法に関して、衛星画像や高解像度航空写真による把握と既存手法の比較分析内容を参考としておつけさせていただきます。

11ページをお開きいただきますと、これは緑被率の分析サンプルとして、川崎区の緑の状況を衛星画像と既存の手法で簡易比較したものでございます。左側がNDVIという植生手法による抽出データ、右側がこれまでの航空写真による300平米以上の樹林地の抽出値で、緑被率が約1.75%から13.63%と増加し、より多くの緑を把握できていることが分かります。

次に、12ページをお開きください。これは大師公園という川崎区の公園をクローズアップして緑の抽出状況を比較したもので、衛星画像分析によって外周部の並木や単木、草地なども把握が可能になったことが分かります。

13ページをお開きください。こちらは高解像度の航空写真による判読を臨海部の扇町において行ったもので、既存の300平米以上の樹林地の判読に対して、樹木の割合は約2%上昇し、草地も判読することで、全体の緑被率は2.3%から11.3%に上昇しております。

次の14ページでは、同様の方法で川崎区田島公園、隣接の小学校周辺において緑を判読したものでございます。これらの場合は、より詳細な分析によって、樹木の割合が減少する一方、草地が増えて、全体の緑被率は6.7%から12.6%に上昇しています。

現状、地域全体の緑被率が明確になっていない状況ではありますが、こうした参考資料も踏まえ、本市の緑の総量の在り方について御議論いただければと存じます。

15ページをお開きください。ここからは、イ、緑被率の目標設定の考え方になります。こちらの図はネイチャーポジティブイメージ図を活用して本市の緑被率の変化を図示したもので、推定として、1970年以降に緑被率が30%を下回り、現在に至っておりますが、これからの目標値として、国の緑の基本方針を踏まえ、緑被率は30%を目指していきたいと考えています。また、本市のみどりの将来像の目標年度である2050年の達成に向けた通過点として、緑の基本計画の計画期間である2037年、みどりの将来像の中間期の2040年をどのように捉えるか、特に最難関の目標は、環境省も含め、国際的なネイチャーポジティブの実現が2030年となっている状況下で、100年以上続いた緑の減少傾向を反転する年次をいつとするのか決めていきたいと考えております。

次に、16ページをお開きください。ウ、緑被率の減少傾向からの反転について、考え方をもう少し整理したものです。左側のグラフは、固定資産概要調書データによる土地利用の面積の変遷の把握を、右側は、これまでの各緑の施策の取組状況を示しております。ポイントとして、市域の開発動向は収束傾向にあり、田畑や山林原野といった残された自然資源の60%から70%程度は保全施策が展開されていること、また、宅地等の開発に伴い約1000ヘクタールの緑化地が保全・創出されており、本市の緑の最大の構成要素であることから、緑被率の反転に向けては、残された自然資源の保全と緑化地の担保性、質の向上などといった在り方が重要になってくると考えており、どのような方策で反転を進めていけるのか御議論をいただければと存じます。

次に、17ページをお開きください。こちらは、エ、新たな緑の価値に関わる指標として樹冠被覆率に関するものでございます。ロンドン市においては、樹冠被覆率が都市の温度調節などに与える影響について学術的なデータが蓄積されたことから、樹木の植樹と維持管理の取組の成果を数値で示すために目標設定がなされております。空中写真や衛星画像を用いて、陸地面積内での樹木の葉や枝が覆っている土地の割合を測定し算出しております。2018年のロンドン市の環境戦略の策定時の数値から2050年までに10%、市として21%から23.1%まで増やすことを目標としています。

一方、下の段になりますけれども、日本では、樹冠被覆率の導入は進んでいない状況であり、2022年の研究において、衛星画像から東京23区の樹冠被覆率を算定したところ、9.2%から7.3%に低下しているという報告もあります。

以上が緑の総量に関わる資料となりまして、以降、7つの強化すべき視点に関わる指標について、評価指標の案を示してございます。

18ページをお開きください。(1)生物多様性の保全に資するみどりのまとまりやつながりに関しては、身近な生き物探し等の投稿件数などを、次の19ページ、(2)気候変動の緩和・適応への貢献に関して、みどりによる雨水浸透量などを挙げております。

20ページは、未来を担う子どもたちの成長の場づくりに関して、子育て支援団体が利用する公園箇所を、21ページは、(4)緑の機能を最大化し、防災・減災への貢献に関して、樹木の雨水流出削減量などを、22ページは、(5)多様な主体とのつながり（協働・共創）によるみどりづくりに関して、多様な主体により利活用がされている公園数を、23ページ、(6)緑の量の確保に加え質を高め、Well-beingの向上へに関しては、市民農園の設置数、農体験ができる公園数などを示しております。

次の24ページをお開きいただきますと、Well-beingの捉え方については、主観的なものと客観的なものがあり、両者は相互に影響し合うので、多角的に評価されると考えておりますが、例えば、TSUNAG認定の評価指標なども参考にすると、緑に触れる、緑のある場所に訪れ、場との関係性を持つ頻度などを客観的評価として捉えていければと考えております。事前に坂倉委員にも御説明を差し上げた際、まずはそうした客観的評価が市民にも分かりやすいこと、後々は人生の満足度など、幸福度といった主観的評価も加えながら見ていくとよいのではないかという御意見をいただいております。

次に、25ページでございます。(7)地域の魅力や文化を活かした都市ブランディングへの貢献に関しては、総合公園の利用者数を評価指標の例として挙げてございます。

今後、個別施策の関係もございしますが、現段階で評価指標の設定について御意見をいただければと存じます。ここまで、資料1について御説明を差し上げました。

以上でございます。

○飯田部会長

御説明どうもありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問があれば御発言をお願いしたいと思います。会場にいらっしゃる與本委員、それからオンラインの方もぜひ手を挙げるか、マイクをオンにして話していただけたらと思います。どなたからでもよろしいので、今の御説明に対して御意見をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。中島委員、よろしく申し上げます。

○中島副部長

中島です。御説明ありがとうございます。今回の緑の総量の議論の中で1つ考えておきたいことが、緑の基本計画の中だけで緑の総量について考えるのかというところは、やはり大事なポイントかなと思いました。今日御説明いただいた資料の16ページで、緑被率のデータを固定資産概要調書データから把握ということで、下のコメントでも市域の開発動向は収束傾向とあるのですが、土地利用計画上、今後も市街化区域の開発をするだけの余力があれば、当然、新規にそうした市街化が進めば、その分だけ緑地の総量は減ってしまうので、そうすると、今ここで緑地や緑被率の計算の仕方も含めて精緻化してやる取組を頑張っても、その横で新規の開発が進んでいってしまえば、純然たる緑地量はやっぱり減ってしまうというところがあるので、総量という一つの基準で見えていったときに、ここでやっている頑張りがなかなかそうした結果につながって見えてこない。頑張りは、一つずつは成果にはなっていくとは思いますが、総量という議論をしたときには、やはり見えにくくなるかなと思いました。ですので、緑の基本計画と併せて、都市計画の分野の土地利用計画が今どういう状況にあるのかというのは正確に捉えた上で、ここで、では何をすべきかという議論をするといいいのかなと思いました。

○飯田部長

どうもありがとうございます。コメントかとは思いますが、回答をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。いただいた御意見は本当にそうだなと思っております。今、並行してまちづくり局で都市計画マスタープランの改定に取り組んでおります。そういった中で、将来像を含め、緑の部分も全庁的に考えていくということになっております。そういう意味では、土地利用計画において緑がどのように位置づけられているのか、こちらのほうは我々の計画の考え方と整合が取れるようにベクトルを合わせていかななくてはいけませんので、きちんと情報を共有しながら、連携して取り組んでいきたいと思っております。また、これは区の動き等も併せて、それぞれの地域ごとの特徴がありますけれども、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。では、ほかの委員からはいかがでしょうか。與本委員、お願いします。

○與本委員

與本です。私は宮前区でずっと雑木林の手入れをやったり、いろんな地域でまちづくりの活動をしてきた者ですけれども、一番大事なのは、15ページの特に反転というところ、私は、これが一番のポイントではないかなと思っています。それで、スパン的には2040年を目標にする。これも私はそれぐらいがちょうど適正かなと思っています。あまり長過ぎても先のことは予測できませんし、かといって、やっぱり緑を育てるといのは短期的なものではないと思っています。

では、反転とはどういうことかということですが、前回の緑の基本計画はなかなか目標に到達していない部分があるのですが、今までどおりのことをやっていけば、多分この反転は恐らくないと思います。ですから、全庁的にとか、あるいは市民や地元企業さん、ボランティア、指定管理者、いろんな人が同じベクトルを向いて、目標に向けて本当に反転をしよう。今までやってきたことももちろん大事ですけれども、それを超えて、もっと思い切ったことをやっていかないと、多分今までどおりのことをやれば低空飛行といいますか、下降線はずっと続くのではないかなと思っていますから、そこは量だけではなくて質の議論をしっかりとやっていくこと、これが非常に大事かなと私は思っております。

以上です。

○飯田部会長

御意見ありがとうございます。この反転というのは、今日の資料の中でも一つのキーワードかなと思うんですが、ほかの委員の方から、この反転に関して何か御意見がありましたらお願いできたらと思うんですが、いかがでしょうか。水庭委員、よろしくお願いします。

○水庭委員

水庭です。今のところですが、川崎市はまだ人口増加の傾向にありますので、人口増加で宅地開発とかも進んでいく後で反転があるのかなと思っていますから、その増加が一度ピークを迎えるときとこれがリンクしてくるかなと思っていますので、そこら辺を含めて計画の中に盛

り込むといいのではないかと、思って発言をさせていただきました。多分市のほうではデータを持っていると思いますので、いつぐらいがピークなのかも併せて検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

もう一つ、先ほどのデータも見させていただいたのですが、農地が減少して面積的には少なくなっているのですが、それを増加傾向にできるような市としての施策を連携してやっていけたらと強く希望いたします。よろしくお願いたします。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。まず、1点目の人口データのピークはいつ頃になっているのでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

今、本市で2035年をピークに減少するという推計がございます。ですので、今、基本計画の2037年の2年前という設定になっております。そういったデータはあるということでございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。では、2点目の農地に関して、何かありましたらお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

農地につきましては、現状、農家さんが生産緑地等をやっておられるのですが、今日はお見えになっていない大久保委員からもお話があったのですが、たくさん土地を所有されている農家さんが、相続において、相続税の関係で、どうしてもどこかで土地を売ることによってお金をつくって相続税に対応しなくてはいけないという現実があるので、本当に残していきたいという気持ちがあっても、経済的な事情で守り切れていないというところはおっしゃっておられました。恐らくお金の問題になってこようかと思っておりますので、制度的にもですが、そのあたりをどのように支援できるのか、ここはもっと深掘りをしなくては、我々はこうしますという手だては今のところ持ち合わせておりません。

○飯田部会長

ありがとうございます。併せて検討課題としていただけたらと思います。

では、反転について、ほかの委員はいかがでしょうか。まとまって議論できたらと思ったのですけれども。

では、私からも少しだけ。15ページ目を拝見させていただくと、今、反転が2028年と2030年の間にあって、2029年しかないのではないかという書き方ではあるのですが、水庭委員がおっしゃっていた人口のデータのピークはどこなのかというところと併せて考えると、現実的にはもうちょっと後ろに反転が来るのですけれども、反転をしていけるようにどのように制度設計していけるのかというのを、時間をかけてやっていく期間かなとは思っております。

ロンドンの事例を今日いろいろ挙げていただいたのですが、フランスの事例では、ZANという土地の人工化ネットゼロ、全ての土地を人工的な土地か、自然的な土地かに分けて、人工化していく土地よりも自然化していく土地のほうを増やす、まさに反転させる目標を立てています。これはフランス全体で、国の政策ですけれども、参考までにその目標年次が、たしか2050年だったと思います。それまでに一生懸命その方策を考えようというのがフランスの現状かなと思います。フランスはまだ人口が増えているはずで、日本とはちょっと状況が異なりますが、参考までに。今、調べながら申し上げているわけではないので、2050年が誤っていたら申し訳ありません。もしかしたらもうちょっと早いかもしれないですが、でも、まさに反転をさせる目標年次を定めている事例が海外に目を転じるとありますので、ちょっと横目で見ていただけたらと思います。

では、この観点以外からでも結構ですので、ほかの御意見がありましたらよろしく申し上げます。與本委員、よろしく申し上げます。

○與本委員

先ほどお話があったように農地を何とか残したい。ただ、営農といいますか、後継者がいなくなったりとか、あるいは相続の問題は現実的に起こっていますよね。それで、前回の審議会か部会で、川崎市で買い取りをやっていきますかと聞いたら、それは全くやっていないという回答だったのですけれども、生産緑地の指定を解除するときには、まず川崎市が第一優先というか、申し出たら買い取るという制度にたしかになっていると思うんですよね。では、どこを買い取るかというのは、選ぶのはなかなか難しいと思いますが、やはり特別緑地保全地区の近傍であったり、あるいは斜面緑地と一体になっている谷戸の風景とか、湧き水とか、昔の里山の風景といいますか、ただ斜面を残すだけではなくて、里山と畑、農地を一緒に、近くにあれば公

園を含めても結構ですけれども、そういう複合的な管理、あるいは維持、利活用、それって私は非常に重要だと思っています。うまくいっている事例としては、宮前区では水沢の森とか、あるいは中原区では神庭緑地とか、いろんな人が集う、あるいは土に触れ合う場をつくっていく。

もちろん、先ほど財源の問題はありましたが、2040年に向けて反転するためには、やっぱり財源の裏づけがきちっとできていないと、例えば用地を取得する、あるいは整備工事をする、維持管理をする。前は300ヘクタールという樹林地の目標がありましたけれども、30%の緑を維持管理していくためには一体幾ら必要なのか。恐らく川崎市の組織はそれぞれ権限とか予算、あるいは今までやってきたやり方があるでしょうから、これは横串でやらないと、さっきも言いましたように、今までの縦割りの意識であれば多分同じ結果しか出ない。要は、買い取りは難しいと言え、ああ、そうですかで終わってしまいますが、そうではなくて、もし買い取りを申し出たら、それは積極的に買っていきこうと。特に中原区とか、まだまだ残っているところはあると思います。逆に言うと、斜面緑地で残っているところはほとんど開発がしにくいところ、あるいは接道とか交通の利便性が悪いところ、むしろやりにくいところが残っているのです。ですから、逆に、そういうところはどうやってやるかというノウハウがないとできないと私も思います。

それから、公園について最後に一言申し上げたいのですが、川崎市全体の1人当たりの公園面積は5平米、4.9平米とか、恐らくそういう実績にはなっていると思うんですけれども、幸区はたしか半分以下です。たしか2.4ぐらいだったと思います。ですから、幸区の公園をどうやって増やすかというのは地域の大きな課題だと私は思っています。私は市民委員ですから、はっきり申し上げますが、例えば小向厩舎の跡地、台風19号の多摩川の浸水で、武蔵小杉周辺もそうですし、災害に弱いところは積極的に、鶴見川の新横浜にある多目的遊水地みたいな利活用を、神奈川県とか国と一緒に戦格的にやらないと、幸区の今の公園の2.4が5に近づくというのは、さっきの反転ではないですけれども、ある程度ドラスチックな、大きな方向転換をしないといけない。それは防災とか国土強靱化にも同じ方向で向いていますからね。恐らく川崎市だけの単独の財政では無理だと私は思っていますが、国とか県の補助金、あるいは防災、スーパー堤防ももちろんいいのですけれども、横浜市さんが新横浜でやったようなドラスチックなアイデアを入れてかないと、幸区の公園面積はなかなか増えないと私は思っています。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。事務局から何かございますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。まず1つ、農地の買い取りに関しましては、おっしゃるとおり、公
法で行政のほうにも話が来て、ただ、例えば公園の未充足地域等であっても、今なかなかす
ぐに財源がないということで取得ができないので、借地をお願いするような実情でございま
す。借地ではなかなか相続等に対応できないということで売却されてしまうという実態が今ご
ざいます。今おっしゃるように、斜面緑地についても、接道ができない、斜面で危ないから、
よく擁壁で防護してしまったりすると緑が失われますが、農地とセットでやれば、下に割と安
全域をつくることができますし、湧水とか、そういったものも生きるみたいな場所になってき
ます。おっしゃるように農地と斜面地をセットで保全できるというのは、生物多様性の観点か
ら非常に重要な御示唆でございますので、どうやって大事なところを生かしていくかという
視点も、全体像としてネットワークでも考えていくべきと思いました。ありがとうございます。

それから、幸区の公園面積に関しましては、樹林も少ない中で、確かに1人当たりの公園面
積が今2.37平米ということで、おっしゃるように7区では一番低い状況でございます。いきな
りどこか大きい土地が出てくるというのはかなり厳しい中で、小向厩舎、これは多摩川河川敷
の中にあり、現在、競馬の練習場になってございますが、こちら民間のところに移転する
ということで、使用用途がなくなるという話もあったものが、一時、頓挫してございますが、こ
ちらについても、国有地ではございますので、多摩川の河川敷としてどうあるべきか、国の方
向性とも整合性を図りながら、可能性があるかどうか、これは検討していくべきものだと思っ
ております。

○緑政部長

少し補足をさせていただきます。今、御意見をいただいたように、財源がないので、せつ
かくのチャンスを逃してしまうというのはとてももったいないことで、とはいえ、常に潤沢に財
源を確保しておくというのは非常に難しいところがあるので、市の考え方をしっかりとつくっ
て、どこにきちんと財源を充てられるかを考えていかなければいけないかなと思います。あわ
せて、市が買えなかったとしても、民間で持ったままの土地をいかに保全していくか、緑地に

しても公園にしても当てはまると思うので、今回の改定の検討の中でもぜひ御意見をいただきながら検討したいと思っております。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。では、ほかの委員からいかがでしょうか。高田先生とか、まだ御発言いただいていませんが、いかがでしょうか。

○高田委員

高田です。私は、今のところは皆さんの議論をずっと伺いながら検討しているところで、また別の機会で発言させていただきます。ありがとうございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。では、資料1について、他にいかがでしょうか。

私からも2点ほどあるのですが、簡潔に述べたいと思います。まず、緑被率、樹冠被覆率ですけれども、詳細なデータで検討いただいて、とても分かりやすかったです。どの値を出していくべきかということについての私の意見ですが、まず、今出しているように、緑被率を出していただく方針はとてもいいと思いますし、樹冠被覆率も併せて出していただけるのかなと思うんですが、樹冠被覆率に関しては、ちなみに、今、東京都の緑の基本計画にも関わっているのですが、そちらでも出していこうという流れにはなっています。連担していますし、双方で見えていけるといいかなとも思っているのですが、樹冠被覆率と言ったときに、多分こちらで書かれている想定は、「樹木の形状の管理等も反映できる可能性のある」とありますので、樹木の高さとか一本一本の情報も整備したようなデータをここで想定されているのかなと思うんです。確かにそれは全域でやるのはまだまだ難しく、ロンドンでもその域には全然達してなくて、ロンドンのボローと言われる、日本で言えば市区町村のような単位が持っているデータを寄せ集めながらつくっているというのが現状ですので、川崎市全体でそれをやっていくというのはなかなか難しいのかなと思います。

一方で、そうではなくて、それが高木であれ低木であれ中木であれ、樹木で覆われているカバーが幾つなのかというのは緑被率を出していく過程でも一緒に出していける値ですし、それは海外でもいろいろ数値が出てきていて、横並びに比較していけるような値になってくるので、ぜひ出していただければと思います。

なので、緑被率はぜひ出していただきたいですし、樹冠被覆率は2段階で、1つは樹木の高さとか一本一本のデータにはこだわらず、何かしらの樹木がカバーしているエリアで、もう一つが恐らく拠点駅周辺と書いてあるところで、一本一本のデータも含めながら試行的にやっていただくのがよいのではないかなというのが私の考えで、一応述べさせていただきます。

あと、緑被率ですけれども、先ほど申し上げたフランスの例で言えば、裸地という緑には覆われていなくて、土だけでも人工ではないものも都市の土壌面という意味で非常に重視していきまして、取れるかどうか技術的なところが私は今分からないのですが、もし取れるのであれば、それも併せて出していただけるといいのかなとは思いますが。それを緑被率に含めるかどうかは後の議論で、技術的にどうかということは、コンサルタントの方はありますか。ぜひお願いします。

○パシフィックコンサルタンツ

簡単にお話しさせていただきます。恐らく緑被率ですと、現状ですと衛星画像とかから取った中で、先ほどNDVIというものが出てきましたが、光の反射みたいなところで整理していることがかなり多いです。ただ、それにもやはり限界があって、結構ノイズが入っていたりというところで、結局は割と人の目で見ていく。正直、現状のレベル感としてはその程度のレベル感になっているかなと思っております。ですので、全域的にそれをやってみようとする、草地と土の違いがどれだけ出せるのかというのは、正直、今の段階で何とも言えないところではあるのですが、なかなか厳しいかなと感覚的には思うところではございます。ただ、試験的にどこかのエリアで少しやってみるという可能性はないこともないのかなという状況だと思っております。

○飯田部会長

今おっしゃっていたのは、緑被率全体も全域でやるのはちょっと難しいということですか。

○パシフィックコンサルタンツ

いえ、緑被率に関しては、そういうところで一律的にできるとは思うんですが、その中のレイヤー分けをしていくときに、光の反射具合とか緑の濃さとかで見分けていくときに、果たしてそれが草地なのか土なのか、どういうところで閾値を設定できるのかというのがなかなか難しいのかなという感想です。

○飯田部会長

試行いただきながら様子を見ていくということになりますかね。

○パシフィックコンサルタンツ

そう思います。

○飯田部会長

2点目ですけれども、指標の部分で、緑被率とか樹冠被覆率とかを全市的に出していくことになりますが、川崎市平均だと見えてこないものもありますよね。どこが多くて、どこが足りないとか、そういう観点からの発言です。今、指標の中に挙がっていなかったのですけれども、公園とか公園に準ずる公開されている緑地へのアクセス性みたいなもの、その空白区域を埋めていくというのは1つ国際的にもスタンダードな指標になってきているので、それはどこかに入れていただけるといいのかなと思っております。もう既に検討いただいていたかと思うんですが、それは入れるとしたらどこのあたりになりそうでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

資料で言いますと、今、Well-beingの指標、23ページ、24ページ、緑へのアクセス性みたいなところで考えてございます。あと、これからの資料になってくるのですが、公園の規模に応じて、誘致範囲を250メートルと設定した空白区域は不足しているというか、アクセスの足りない部分ですよというのは考えてございますので、そういったところが優先的に配置していくような考え方になってこようかなと思います。

○飯田部会長

空白区域の面積なのか、空白区域に住む人の割合なのか、両方ありますけれども、それを政策目標として入れていただけるといいのかなと考えております。

○みどり・多摩川事業推進課長

そのあたりは37ページの資料で示してございますが、先生のおっしゃる内容としては、こういったところの空白率であったり、ここにどのぐらい人が住んでいるか、そのような指標とい

うことでよろしいでしょうか。

○飯田部会長

はい。

與本委員、お願いします。

○與本委員

今お話のあった空白域の公園について、川崎市の施策の中で、小学校区域だったと思いますが、公園がその何平米当たりだったかな、不足しているというところがたしか三十何か所あったと私は記憶しています。それで、昨年度だったかな、3か所か4か所は増えたという記録を見た記憶があります。私は、それは100%早急にやるべきだと思っています。というのは、もちろんこれから子育てとか、若い人に川崎市にずっと住んでいただくという目的もありますが、防災上の観点から、避難場所とか、あるいは何かあったときに逃げられるところがないと、やっぱり何かあってからでは遅いと思うんですね。

ですから、先ほど部長の話にもありましたけれども、なかなか予算が厳しいというのはもちろん分かりますよ。私も、それは最終的に税金であったり、補助金であったり、いろんなものがないとできないのは分かりますが、一体幾らかかるのか。30%の緑被率なり公園なり、2040年までにやるとしたら幾らかかるかという試算はしっかりやっていただいて、そのために何をやるべきかという議論をしていかないと、今まで予算がない、予算がないという話でずっとできていないことで問題が先送りになっている、それが現実だと私は思っています。人口が増えれば、それだけ住民税とか、あるいは固定資産税の税収も増えていくと思いますし、さっきも申しましたように、若い人がどうやって定着するか。そういう魅力のある川崎の付加価値やブランド力を上げていかないと、人口の流出とか、あるいは選んでいただく都市、そういう都市間競争に川崎は置いていかれると私は思うんですね。ですから、2040年までにそういうロードマップといいますか、財政的なものも一度きっちり試算していただいて、予算がないならどうやってそれを確保するか、そういった道筋をしっかりとつけていただきたいと思います。

○飯田部会長

ありがとうございます。事務局から何かコメントがあればお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに先ほどからのお金の裏づけというところが大事でございますので、お金を使ってやる部分と、それから民間にそのまま持っていただいて、どう緑を保全していくのか、公共事業も含めて、オール市民、あるいは企業、多様な主体で緑をどうしていくかという議論はもちろん大事なのですが、行政として先導していくに当たって、公共事業としてどのぐらいの財源がかかるのかという把握は大事なことだと思っております。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。

では、資料1についてはよろしいでしょうか。よろしいようですので、続きまして、議題2、みどりの都市構造について、事務局から御説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

続きまして、資料2について御説明をいたします。26ページをお開きください。(5)目指すべきみどりの都市構造についてでございます。前回の自然共生部会の御意見も踏まえまして、これまで4つのレイヤーを示してございましたが、その下に広域的な地形・流域というカテゴリーを追加してございます。自然環境のベースとなる広域的な地形・流域のつながりを踏まえたネットワークの形成についての要素を追記いたしております。

次の27ページでは、広域的な地形・流域の視点として、多摩川や鶴見川の全体の流域、それから多摩・三浦丘陵というつながりの分布図をお示ししてございます。

次の28ページは、現行計画でのみどりの拠点の状況でございます。

次のページが、その拠点を含む市内のみどりの拠点のリスト、ブルーでハッチをしたものが28ページの中に落とし込まれてございます。こういった拠点の取扱いについても今後検討していく。

30ページは、拠点を地域の特色ごとに色分けしたものでございます。

31ページ、生物多様性のかわさき戦略を踏まえたネイチャーハイウェイとして、みどりの軸をお示ししてございます。

32ページは、先ほどの30ページの図にエコロジカルネットワーク、生物多様性のコアや結節点をハッチで、こちらに凡例がございますけれども、これを追記したものでございます。

33ページは流域の治水地形図を、34ページは生物多様性の関連として環境省が公表している

自然的景観の多様度や水田の占有率に関するデータを、35ページは東京都の緑のネットワークマップの作成事例をお示ししてございます。右下には、今年度まちづくり局が東京都の手法を基に実施した多摩区、麻生区におけるエコロジカルネットワークのマップを示してございます。コアとなるエリアや、グリーンのコリドーとなるようなエリアを特定して、緑のつながりの形成に向けた検討を行ったものでございます。

先ほどお話の中にございました36ページ、37ページは、グリーンコミュニティの形成として、身近な公園の配置を基に、公園の面積ごとに、こちらが600平米以上、37ページになりますと300平米以上、1000平米以上、これら3つのケースについて、250メートル圏域で比較したものでございます。赤い斜線部分が未充足の区域を示しておりまして、37ページの右上の表にあるように、設定する公園の面積が大きくなるほど充足率が低下しますが、どの程度の面積を有効面積とするか、今後の個別施策の中でも関係してくるものと考えております。

38ページは各レイヤーを重ね合わせた場合のイメージ図として取りまとめたものでございます。

次に、39ページをお開きください。こちらは目指すべきみどりの都市イメージを市民に分かりやすく伝えるために盛り込むべき要素を記載し整理したものです。川崎市の特徴として、臨海部、低地部、丘陵部、多摩川をベースに、本市の緑に関するランドマークや地区の特徴的な要素を抽出し、強化すべき7つの視点も踏まえてイメージ図に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

次の40ページにイメージ図のラフ案をお示ししていますが、南側から川崎市を見たパースとなっておりまして、盛り込む要素を幾つか現状で入れてございます。こちらの表現についても併せて御意見をいただければと思います。

資料2に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯田部会長

御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問があれば御発言をお願いいたします。どの角度からでも結構ですが、いかがでしょうか。與本委員、お願いします。

○與本委員

私がこの資料をいただいてから、今日の午前中につくった資料がございまして、できればそ

れをスクリーンで映していただきたいのです。これを拡大していただいてもいいですか。

数字が並んでいるので、何が何だかよく分からないものですが、川崎市さんでつくってもらった緑地保全カルテを基に、いろんな法規制、特別緑地保全地区だったり、急傾斜地保全区域だったり、土砂災害警戒区域、市街化調整区域、一番右側は農地、これが各区域にどうなっているか、あるいは多摩川水系と鶴見川水系でどうなっているか、これをある程度私の頭の中で整理したものです。

一番右のコメントというところだけ少し御説明させていただきたいのですが、まず先ほどお話があったように、緑地は過去5年間で約20ヘクタール減少していて、今後もこの傾向は続くと思っています。水系別にちょっと面白かったのは、特別緑地保全地区と緑地保全地区の合計は鶴見川水系が約8割、多摩川水系が約2割しかなかったのです。どういうことかという、多摩川崖線の緑地保全が思ったとおりに進んでいないということがここで分かりました。

その特別緑地保全地区と緑地保全地区の約7割が、実は麻生区に集中しているのです。麻生区は緑がたくさんありますから、調整区域もありますし、それはそれで当然だということもあるのでしょうけれども、では、ほかはどうかというと、中原区に3か所、これは非常に希少です。あと、高津・宮前・多摩にもまだ指定エリアの余地はあると私は思っています。

それから、急傾斜地保全区域は横浜川崎治水事務所、神奈川県の間になるのですが、治山治水という言葉があるように、山の管理と水の管理は非常に大事なことです。急傾斜地保全区域は、7区のうちで実は高津区が一番多いんですね。これは、まさにさっき言った多摩川崖線の未整備の緑地と重なっていますから、ここが多分大きな課題になるのかなと思っています。

それから、土砂災害警戒区域は北部の4区、丘陵部にたくさんあります。ですから、防災対策と斜面緑地保全の整合を図っていく。まさにこれは都市計画とまちづくりの課題であり、建設緑政局とまちづくり局が一体でやらないとうまくいかないと思っています。

それから、今、駐車場や資材置場として使用している市街化調整区域がたくさんあります。市街化調整区域というと緑がたくさんあるのかなと思ったら、実はそうではなくて、そこは駐車場、資材置場、残土置場になっている。これは臨海部にもありますけれども、それとさっきの農地の話、営農を継続することが困難な農地をどうやって活用していくか、これも非常に大事なことです。

それから、今後予測されることとしては、ブルーラインの新駅が王禅寺の近くに予定されていますね。ヨネッティーとか田園調布学園大学の近くです。その周りは調整区域がたくさんあ

りますから、今からその手当てをしていかないと、恐らくそこは乱開発になったり、ぐちゃぐちゃになっていきますから、田園調布学園大学という名前もありますが、そこと一緒になっていろいろ考えていくことも必要でしょう。

左下の楕円を見ていただいて、例えば緑の保全地区が市内に35か所あります。そのうち公有化されている、要は100%川崎市が取得できているのは実は半分しかないのです。半分しかないということはどういうことかという、そこは立入りができない。そうすると、保全計画もできないし、ボランティアも参加できない。ですから、一番大事なのは、真ん中の14%としか書かれていませんが、公有化と保全計画とボランティアが一体となって動いているところ、これが最終的な到達点というか、緑の指標とすべきものだとは私と思っています。

右の文章に移って、3つの円が重なった部分を増やすことが緑の質の向上につながります。特別緑地保全地区の都市計画決定や指定はあくまで通過点にすぎず、3つ重なった緑地数（量）とその達成率を新たな緑の質の数値目標としてはいかがでしょうかということで、今まで川崎市の考え方というのは、都市計画決定あるいは指定された時点で終わっているという、こう言っちはちょっと失礼なのですが、その後がちゃんと管理されていない。荒れた緑で、それこそ地域の住民から苦情が出たり、いろんな問題が起こっている。実際それが起こっているのです。ですから、まずやるべきことは、公有化できていないところをしっかりと買い取って公有化する、あるいは賃貸借契約を結んでずっと使えるようにして、市民やボランティアがちゃんとその手入れができる。当然それは道路公園センターさんやみどりの管理課さんと一緒にやっていかないとできないことですが、正直言って、その整備ができていないところがたくさん見受けられます。それは、この間の包括外部監査の意見書にもあったと思います。それは市の方は十分御存じだと思いますが、まずそういったところの対応をしっかりとっていくこと、私はそれが非常に大事なことではないかなと思っています。

○飯田部会長

貴重な資料どうもありがとうございました。これは、もしも差支えなかったら皆さんと共有できればと思います。

○與本委員

オープンにしてください。数字だけでは分からないと思います。各区別にどういう状況かというのを分析したものです。

○飯田部会長

川崎の緑を熟知している與本委員だからこそそのデータと視点かなと思います。どうもありがとうございます。この点について、事務局から何かございましたらお願いします。

○みどりの保全整備課長

地道な調査、ありがとうございます。我々もここまではなかなかできていないところがあるので、非常にありがたいと思っています。

今回、都市の構造の中で言うと、みどりの拠点やネイチャーハイウェイ、あと最終的にはエコジカルネットワークを考えると、みどりの拠点の話として、残っているものをどうしていくのか、残していかなければいけないところをどう考えていくかということは非常に重要だと思っています。今回、いい視点をいただいたと思っていますので、この辺を基にして、来年度以降の検討の中でも深めていければと思っています。

ただ、都市構造の中で言うと、緑の部分というのは、逆に言うと一部だと思っていて、残さなければいけないところがあると同時に、これからの都市構造の中では、作り出していくところが必要で、民間活力も含めた中で、緑化地をどう生み出していくのかというところとの双璧だと思っていて、どうしても今までの緑の考え方というのは、緑地の保全とか、どう扱うのかに偏ってしまうところがあったと我々は思っていて、もちろん双璧なので、ここの部分はしっかりと考えていかなければいけないとは思っているのですが、これから我々としては、緑化していくところ、市民の皆さんと共有しながら、作り出していくところをどうしていくのかもしっかりと考えなければいけないと思っています。それが都市構造の中でのしっかりとした土台に乗っていかないと先々進まないのかなと思いますので、我々が尽力できる緑地の保全についてはしっかりと今までの継承をしながら、今回いただいたようなところを踏まえて進めていければと思っています。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。それでは、ほかの委員からいかがでしょうか。オンラインの委員からでもオーケーなので、ぜひよろしくをお願いします。

まだ考え中のようなのであれば私から。先ほどもちょっと申し上げたアクセス性の部分、36ページ目、37ページ目ですけれども、私も実は資料提供させていただいていて、飯田提供資料を出

していただいているいいですか。先ほども申し上げたように、これは東京都のほうでも出していただくという流れになっていまして、これからアクセス性はどうなのかという分析をしていこうとしているところですが、海外都市はどうなのだろうという話をつい先週いたしまして、私も気になって幾つか調べました。

ニューヨーク、ベルリン、イギリスのイングランドは、どこかの都市というよりは国として出しているものです。それからWHOと、前回ベルリン・アーバンネイチャー協定を紹介させていただいたところから抜粋しています。それぞれどういう基準でこのアクセス性を評価して施策目標としているのかをまとめたものですが、距離で出しているものと歩いて何分というのと両方あるのですが、その基準で言うと、今、川崎市さんがやられている250メートル、これは街区公園の設置基準の数値ですが、長年日本が基準値としてきたものですが、それよりはやや大きい距離圏を設定して、500メートルが多いのと、でも、WHOとイングランドは300メートルが1つの基準であったり、ニューヨークは結構広くて800メートルになっています。面積基準のほうはないところもあるのですが、あるところで言うと、ベルリンの0.5、これは5000平米なので、日本からするとوراやましいですね。イギリスも300メートル以内に2ヘクタール以上という、我々からはちょっと考えられない数値の設定になっています。WHOも0.5、5000平米。これは、ある程度の大きさがないと、それを様々な世代が享受できない。300平米で満足できない世代が多分多いと思うので、ある程度のまとまった面積が設定されているのが現状かなと思います。こういうのも横目に見ながら、川崎はどういう数値が好ましいのかというのも議論できるかなと思っています。

ちなみに、ニューヨークは10分で面積基準なし、10分というと徒歩で800メートルぐらいなのですが、99%達成してしまっていて、以前見たときはもうちょっと数値が低かったので、頑張ったのだと思うんですが、これはちょっと緩いというか、これは想像ですが、ほぼほぼ達成した今、もうちょっと違う指標を出すのではないかなとは思っています。

日本の場合はどうしても小さな公園が多くて、開発提供公園とかも小さいものが増えてくるのですが、今、37ページ目を出していただいている値ですと、300平米以上にしてしまうのは、もちろん達成度は高くなるのですが、300平米で満足できない世代は本当に多いので、これはちょっと非現実的なのではないかなと思います。緩過ぎる基準になるのかなと思います。可能であれば1000平米以上ぐらい欲しいなとは思いつつ、そうすると、結構達成度が低くなってしまいうという現状ですよね。今、250メートルでやっていただいているのですが、距離のほうを変えて、例えば500メートルでやってみるとか、WHOの300というのも一つ

の基準なのかもしれないのですが、幾つか試していただく余地はあるかなと思っています。今日決める必要は全くないと思うので、引き続き検討していただけるとありがたいです。

では、與本委員、お願いします。

○與本委員

どなたも発言されないので、つなぎという意味で、先ほど、今まで緑地保全に力が入っているというお話がありましたけれども、反論するわけではないのですが、2016年が樹林地で241ヘクタール、目標が300ヘクタール、これは前の緑の基本計画、それが現状どうかというと254ヘクタールで、達成率が22%。ですから、先ほどもお話があったように、そこに力が入り過ぎて既存の緑地がおろそかになっているというのは違うのではないかなと私は思います。

加えて、既存の緑地についても私はもちろんいろいろ考えておりまして、現地調査も行ってありますが、例えば話をすると、緑ヶ丘霊園と東高根森林公園を一体化すれば、もっと地域として生かされると思います。散歩している方もたくさんいらっしゃいますけれども、残念ながら、東高根のほうの管理は非常によく行き届いています。ところが、緑ヶ丘霊園の斜面林は倒木があったり、カラーコーンが置いてあって、注意喚起しているだけで手入れがほとんどされていない現状があります。

それから、菅生緑地も北部市場と一体化すればもっとよくなるのではないかなと。菅生緑地は横浜市民の方がたくさん利用されています。ですから、横浜市民だろうが川崎市民だろうが、それはお互いさまでやればよいと思いますが、もっと一体に利用すれば地域の資源はもっとよくなると思っています。

もう一つ、川崎市にとって歴史的に非常に大切な財産は、やっぱり二ヶ領用水ですよね。さっきからあまり二ヶ領用水の話が出てこないのですが、二ヶ領用水をどうやって生かしていくかは非常に大事な話で、今、南武線のたしか鹿島田あたりで、まるで尻切れトンボのようにぶつんと切れてしまっていますよね。ところが、川崎区には小島新田であったり、池上新田であったり、昔からのそういう地名も残っていますから、ぜひ、川崎区民の人にも、ああ、二ヶ領用水があったんだなということが分かるように、もっと延伸して、緑の帯と一緒に海まで二ヶ領用水を昔のように復活すれば一番いいかなと私は思っています。そんなアイデアも、反転するためには今までと違う発想で、実現できるかどうかは分かりませんが、そういう思い切ったことを考えていかないといけないのではないかなと私は思います。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。では、ほかの委員からぜひお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○高田委員

高田です。今、皆さんの御意見を伺って、私、実は先日、日本生態学会に参加してきて、生態学会でもネイチャーポジティブが大変注目されていて、それに関する集会などたくさんあって大変勉強になったのです。さっきの資料1に戻ってしまいますけれども、反転させるという目標が世界、そして日本でも提案されていますが、実際それを達成するための環境省の計画は、正直言って、ある集会では、非常に非現実的である、本当にこのような反転、そして、それをポジティブにさせるとはとても思えない、それはいろんな生物多様性の保全活動をされている団体の方からの御意見だったのですが、そういう指摘もあったのです。

今日の議論でもありましたけれども、これを本当に達成するには資金や、先ほど與本委員からも御指摘のあった抜本的な大きな発想の転換とか、大胆な政策が必要なんだというのは私も感じたところで、ただ、一方で、現実はそのそれぞれの国であったり、都道府県であったり、市であったりという限界もありつつ、どうやってここを反転させてポジティブに持っていったというのは大変難しい問題だなと感じたところでした。

その上で、今、飯田委員と與本委員の資料を拝見していて、飯田委員につくっていただいたアクセシビリティの基準について、大変面白くて、非常に重要な資料を提供いただいて大変ありがたかったのですが、ちょっと伺いたいのですけれども、世界のそれぞれの都市、あとはWHOで設定されている基準は何を目標にしているのか。人のこれこそWell-beingだとか、もしかしたらネイチャーポジティブも想定したものなのか、そこまではないかもしれないですが、何を想定してそれぞれ基準を設けられているのか。いろんな都市を挙げていただいているのですが、それぞれの目標は一緒なのでしょうか。

○飯田部会長

これは私への御質問ということで、私から回答させていただきます。質問どうもありがとうございます。

まず、なぜこういうものを設定しているのかですけれども、1つ大きいのは、緑に恵まれた場所は所得によって結構異なっている。社会的な公平性の議論が背景に大きくあります。

例えばニューヨークの達成率で、全体としては99%なのですが、人種によって公園が多い、少ないは違うというのがあるのですが、こうした国々では緑と公平性の議論が非常に盛んに行われておりまして、所得に限らず、また人種に限らず、全ての人が同じように公園等、公に公開されている緑地へアクセスできることが非常に重視されています。ネイチャーポジティブの議論はここにはあまり入ってきていなくて、ネイチャーポジティブという言葉が出る前から、こうした指標というのにはありましたので、それとはちょっと違う議論として、1つの政策目標としてありました。

なぜこれを達成するかということは、やっぱりみんなが公平にということ、SDGsで言えば誰一人取りこぼさないという観点から行われています。川崎は日本の全体の傾向とはちょっと違うかなとは思いますが、移民が少なかったり、貧富の差が見えにくい状況が海外都市と比べてありますが、とはいえ比べてみると、例えば魅力的な公園の周りには裕福な人が住みがちであったりとか、富裕効果と言ったりもしますけれども、そういうものが見られたりしますので、海外の都市では、それを是正するために、公平な緑地へのアクセスをという観点が重要視されています。お答えになりましたでしょうか。

○高田委員

ありがとうございます。ということは、それぞれの都市で設定されている基準というのは、この基準を上回る緑地があれば、その市の人たちが公平にアクセスできるということですか。

○飯田部会長

第一段階としてはそうだと思います。それを一つの政策目標としていて、ニューヨークは99%達成していますけれども、ただし書で、とはいえ、まだ面積で公平ではないよねというのを言及していたりします。これが達成されれば公平かといったら、それもまた違うのですが、一つの指標として、ファーストステップとしてこういう値が設定されています。

○高田委員

公平性は理解できました。アクセスするとどういったいいことがあるのですか。健康にいいとか、そういうことですか。

○飯田部会長

そうですね。なので、先ほどもWell-beingのところに入れるのではないかと事務局からも言っていたのですが、まず健康が大きいです。そこで運動したりとか、リフレッシュしたりとか、その権利を皆さんにとということですね。

○高田委員

分かりました。これは緑地から得られる健康向上の効果を期待した基準ということでしょうか。

○飯田部会長

はい、そう言えると思います。健康という言葉を使わなくても、レクリエーションする機会が平等にあるというような表現をされている場合もありますが、そういうことになります。

○高田委員

分かりました。ありがとうございます。理解できましたので結構です。

○飯田部会長

それでは、ほかにいかがでしょうか。中島委員、お願いいたします。

○中島副部会長

本日も様々な委員の皆さんの御意見を伺って、この計画の解像度が非常に上がってきたというか、これも考えたほうがいいよねというところで、どこを考えたほうがいいのか非常に増えていって、情報としても充実して私も勉強になっているところですが、一方で、実効性ある計画ということを考えてときに、解像度が上がっていき、やらなければいけないことや見るべきところが増えていくと、どこから手をつけていいか分からなくなってくることもジレンマとしてあるかなと思っています。その意味で、改めて、やはり戦略が大事になってくるなど。どういう手順で、どこからやっていくのかということはどう考えられるかも、もう一度改めて議論していく必要があるのかなと思いました。

今日、與本委員につくっていただいた資料の中で、市街化調整区域でブルーラインの新駅の建設によって、都市計画と緑地保全の整合を図ることが喫緊の課題であるという御指摘があったかと思うんですが、これは非常に重要な指摘だと思っていて、私は先ほどの資料1のと

きにも土地利用計画との話をしたのですが、空間が大きく動くことがもう既に想定されているところについては、喫緊に手だてを打つというのは非常に重要な計画的な手だてだと考えられます。

その意味で、先ほどのカーブがいつ頃反転するかといったときにも、今後、川崎の10年、20年の中で、大きく空間の変化が予測されるターゲットイヤー、こうしたブルーラインがあったときに、それに対してどういう手だてを打っておくのかというのは、ある種、都市開発事業では、ガントチャートのような時間軸の中で、そこまでに何をするか、まちづくりの中で考えるということをやると思うんですが、みどり政策の中では、そうした大きな変化の時間軸に対して、こういう手だてがあるという発想はしてこないことのほうが多いかなと思います。ただ、そういう公共事業や、その中で斜面地の空間の状況が大きく動きそうなところについては対応をちゃんと考えておく。そういうところから手を入れていく。そのときにどういう施策や協働の仕方の仕組みがあったらいいかをそのエリアで開発して、それを他区に展開していくとか、そういうある程度の段階みたいなものを追っていけると、また戦略的には一つ考えていける方法のアイデアかなと思いました。

いずれにしても、かなり精緻な情報の中で、何をどこからやっていくのかというのはある程度考えていかないと、例えば定常的に予算としてこれぐらいの予算があって、緑を買い戻していくような作業をするにしても、年間の限られた予算で、10年間だとこれぐらいの面積しか行かないみたいなどころは計算していくと見えてきてしまうと思うので、その中で実効性のある予算の使い方は何だろうかというところを考えるのが戦略としては重要になってくるのかなと思いました。私は、選択と集中という言い方はあまり好きではなくて、それよりは今から打とうとしてことが、より二次効果、三次効果まで得られるような流れやつながりを政策的にどのようにつくれるかというところをさらに考えていけるといいかなと思いました。

意見ですけれども、以上です。

○飯田部会長

御意見どうもありがとうございます。今の御意見に対して、事務局は何かございますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。中島委員がおっしゃるように、冒頭でもまちづくり局との連携というところは申し上げておりましたが、與本委員からいただいたように、土地の空間が動く場所

をちゃんと抽出しながら、拠点地区であれば緑を創出していくような動きがありますけれども、麻生区のブルーラインのところは緑地が残されております。ですから、そういったところについてもどういう保全政策を打っていくか、緑地保全カルテなども含めて検討していく、そういったところを全体で洗い出していくということが大事だなと思いました。まず、そういう対応をやった上で面的に広げていくような、今までと違うドラスチックな手法を多分そこで仕掛けると思っていますので、その1つ目のアクションが例になって広げていくという形になっていければと思いました。非常に大事なことでありますし、今後、来年度に向けては個別の施策の議論になってまいりますけれども、そういう中でも市域の動きをある意味で踏まえながら、個々の施策をどうしていくかということにもつながりますので、いただいた意見を十分考慮しながら進めてまいればと思えます。ありがとうございました。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。資料2については以上でよろしいでしょうか。水庭委員、どうぞよろしくお願いします。

○水庭委員

ほかのところでも市の方にお話ししたこともあるのですが、中島委員がおっしゃっているところで、段階を経て戦略的なということなので、例えば、今だと、川崎市内では臨海部で大きな工場跡地をどのように利用していこうかみたいなことも話の中では挙がっているかと思いますが、まだ完全に詰め切れていないところで、人のための緑地ではなくて、先ほど高田委員から生態学会に参加されていたというお話も伺ったのですが、自然共生の部会ですので、人間だけではなくていろんな生き物のための緑地を構築していくような施策を打っていくと、かなり広い面積がございますので、その30%と言わず、半分ぐらいを人のためにではなくて、自然共生できる生き物のための緑地として打っていったらいいなと思って、毎回別のところでは発言させていただいているのですが、そんなところとか、あと駅前でも今結構動きがあったと思いますので、これから積極的に緑をつくっていく、それも人だけではなくて生き物のためにというところがもう少し入っていったらいいと思えました。よろしく願いいたします。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。すみません、少し時間が押しているところですが、私も資料

2について簡潔に。31ページと32ページですけれども、改めてこの図を見させていただくと、ちょっとだけ気になったところがありまして申し上げたいと思います。1つ目が31ページ目のみどりの軸、ネイチャーハイウェイですけれども、まず色のコントラストが薄いので、もしかしたら人によっては見にくいかもしれません。どれが4つの軸を表しているのかというのがちょっと見にくいかもしれないと思いました。色覚多様にも配慮しながらつくっていただけたらと思うんですが、一番下の多摩丘陵軸が川崎市内のごく一部しかかすっていないのが少し気になったのです。もうちょっと丘陵地全体にかかるものだと思います。初めて見るので、あそこだけが軸なのかという誤解を私は持ってしまったのですけれども、でも、前の計画からの継続だと思うので、変えるのはあれなのかもしれないのですが、もうちょっと丘陵全体にかかるような表現がいいのかなと思いました。

32ページ目のネットワークのほうですけれども、赤いところで結節点、これからどのように結節していきたいかということを書かれているという理解でいいでしょうか。これを見ると、水系の結節を結構一生懸命考えていらっしゃるように見えるのですけれども、多摩丘陵軸にも関連しますが、丘陵の緑地同士をどうつなぐかのほうを、もう一步戦略を考えていただいてもいいのかなと思いました。これは今、返答をいただかなくても大丈夫なのですが、コメントになります。

では、資料2は以上にしたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項を3点、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

次に、資料の41ページを御覧いただければと思います。資料3でございます。こちらは前回の自然共生部会でいただいた委員の皆様のお意見をとりまとめたものでございます。一覧となっておりますので、改めてこの場では御説明を差し上げませんが、各委員にどのような御発言をいただいたかということをごきちとまとめたつもりでございます。今回の議論もまた同じような形でお示ししながら、こういったいただいた意見を十分生かして改定につなげていければと思っております。

また、その後のページで、42ページ以降は緑地保全カルテに関する参考資料、與本委員のほうでもっとまとめたものを今日お出しいただきましたが、そのベースになるようなものでございます。

資料4につきまして、45ページからは前回の部会資料を改めて添付したものでございます。

おさらいということになります。

続きまして、64ページが資料5になります。これは庁内で別途個別の議論を進めてございます川崎市緑化指針の改定状況について、資料を共有させていただくものでございます。今日、緑化地の緑は非常に重要であるという議論もございましたが、緑化協議の仕組みなどをどのように再構築していくか、緑化施策などを充実させていくかというものについても検討が始まっております。

77ページ、最後にスケジュールをおつけしてございます。緑の基本計画の議論と整合を図りながら改定作業を進めているところでございます。中身の説明については割愛させていただきますが、お目通しをいただいて、今後の議論にも生かしていただければと思います。

資料3から5の説明については以上でございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。内容をじっくり見る時間はございませんでしたが、今御説明いただいた3点について、何か御意見がございましたらよろしく申し上げます。與本委員、申し上げます。

○與本委員

私、実は3月末で退任というか、任期切れで、多分今日が最後の発言の機会だと思いますので、先ほど市の方にはいろいろ耳の痛い話をさせていただいて恐縮ですけれども、基本的に私は建設緑政局さんの応援団だと思っていますから、そういう意味で、市民からそういう意見があったというのはどんどん使っていただいて、市庁舎の中でいろいろそういうプレッシャーを受けたということを言っていただきたいと思っています。

私は、20年以上管理運営協議会で雑木林約1ヘクタールのふれあいの森に携わってきた者として、1つ、できたらこの中に——どこかに入るのかどうか分かりませんが、緑地を残したり、あるいは緑を増やしたりしている中で、最終的に問題になるのは維持管理だと思うんです。それは川崎市がやれば当然税金が必要ですし、できればボランティアを募って、地元の人たちにやってもらうのが一番いいかなと私は思っております。

それで、せっかくグリーンコミュニティ推進室をつくっていただいたので、ぜひお願いしたいのは、今、どういうことになっているかという、川崎市さんからボランティア団体に、いろんな清掃用具や、維持管理をするために最低必要な報奨金は出ているんです。お金の話にな

ってしまいますが、私は別にお金がどうのこうのということは全く言うつもりはないのですが、去年までだったかな、今までは年度の初めに計画をつくって、年度が終わった期末に報告書を出して、それでもって報奨金を受け取る、振り込まれるという仕組みになっているのですが、年度の計画がなくなって、今、報告だけで、しかも、それは本当に簡単なフォーマット、あれは非常に簡略化されていいと思うんですけども、人数とか、あるいはどういうことをやったかというチェックマークを入れればそれで済むのですが、せっかくグリーンコミュニティ推進室という名前をつくっていただいたので、対話ができるような場をぜひつくってほしいですね。書面だけ送って報奨金が振り込まれて、お金だけ払ってそれで終わりというのではなくて、さっきも言いましたように、どういうことに困っているのか、あるいはお互いどういうことをやっていけばもっとそれがよくなるのかという前向きな議論をやっぱりやっていきたいですね。

そうでないと、今、どこの公園も緑地も高齢化が進んで、担い手がどんどん減ってきているんですよ。今、できることができなくなってしまっていて、どうしようかと。多分どこの愛護会とか、あるいはボランティア団体もみんな悩んでいる。それは全国同じだと思うんですけども。ですから、この中に入るかどうか分かりませんが、協働の姿とか、2040年に向けて、市民と行政と地域の民間企業がどうやってお互い協力していけば地元がもっとよくなっていくのか、それを議論の1つの項目に入れていただきたいと思います。

以上です。

○飯田部会長

與本委員、どうもありがとうございます。市民委員として多大なる貢献に本当に感謝申し上げます。思いを引き継いで、また頑張っていけたらと思っています。ありがとうございます。與本委員の意見に対して、もし事務局から何かありましたらお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。まさに市民との対話、協働というところは大事でございます。まだまだ課題も多い中で、どのように市民の活動をもっといろんな人に緑とつながっていただくかというのは大事なことでございますし、今回、緑のつながりというのは3本の柱にもなってございます。今後、来年度の個別の内容の議論に対しても柱の重要な部分でございますので、どうしたらもっと市に関わっていただけるかということについても議論を深めてまいりたいと思

います。本当にありがとうございました。2年間にわたりまして、いろいろと御意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

○飯田部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高田委員、お願いいたします。

○高田委員

今、與本委員からの非常に重要な御意見、私もいつも大変勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

先ほど與本委員からありました緑地の維持管理の重要性は、私、今日、発言するところを逃してしまったのですが、緑地を増やしていくということに加えて、既存の緑地にも焦点を当てていかなければいけないというのは大変重要な点だと思っていて、と申しますのも、今回の緑の基本計画にWell-beingの向上という話があったのですけれども、既存の緑地を放置して倒木とか、あまり管理されていないというのは、治安の悪化というか、犯罪とまでは言わないのですが、緑地に対して悪印象を与えるきっかけにもなってしまうと思います。なので、適切な管理がどうしても必要になるかなど。新しい緑地をどうつくるかということだけではなくて、既存の緑地の質をどう上げていくか。適度なですけれども。これもまた手を入れ過ぎると生物多様性にとってもよくないですし、そこが難しいところではあるのですが、ボランティアさんなどのお力を借りて、地域で既存の緑地を長期間にわたって維持する仕組みをつくっていくのも非常に大事かなと思いました。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○緑政部長

與本委員と高田委員から維持管理や協働についての御意見、ありがとうございます。維持管理については、本当に今、行政の課題になっておりまして、公園や緑地が増えていく。さらに、樹木はどんどん老木化・大木化していくということで、維持管理費がどんどん増えていくという状況にあります。そういった中で、協働の取組を進めつつも、川崎市としてしっかり財源を確保して管理していかなければいけないということで、今、緑の維持管理の在り方という

検討も並行して進めておりますので、そこで考え方を取りまとめて、緑の基本計画ともちゃんと連携できるような形で進めていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。すみません、私からも関連して質問ですけれども、今、川崎市さんでボランティアリーダーを育成するようなプログラムみたいなのはお持ちですか。他自治体さんで、あるところもあると思うんですが、まさに與本さんのような方を育成するプログラムです。

○みどり・多摩川事業推進課長

現在、川崎市の公園緑地協会が主催する講座等、それは分野としては花壇系のものと里山系のもので、人材バンクというものをつくって、一定の講座を修了した方を登録する制度がございます。そういった方々が緑地保全の活動のボランティアのお手伝いをしたり、あるいは地域の公園の剪定とかの作業の講師とか、お手伝いをしたりという人材バンクの制度を持っております。

○飯田部会長

ありがとうございます。人気のプログラムで、結構たくさんの受講者がいる感じなのでしょうか。今日でなくていいのですけれども、その資料も併せてつけていただいたり、あと、新たに立ち上がってくれるリーダーたちを育成していくというのも大事だと思うんですね。その視点もあるといいかなと思えました。それは市民ボランティアだけでなく企業も含めてです。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。

○飯田部会長

ほかにいかがでしょうか。もしないようであれば、本日予定している議題は以上になりますが、この議題に限らず、ほかに委員の方や事務局からもし何かありましたらよろしくお願ひします。では、事務局からお願ひします。

○みどり・多摩川事業推進課長

本日はありがとうございました。1点、次回の件についてでございます。今、1つ事務局の案として考えてございますのは、次回は恐らく5月の下旬、26日10時から環境審議会の親会が予定されてございまして、そのときに合わせて、終わった後に継続して部会をやらせていただくという案はどうであろうかと、今、環境局からそういったこともできますがということで確認をいただいている状況でございます。

○飯田部会長

親会のほうが10時からだと、こっちは何時からになりますか。11時ぐらいから2時間ぐらいと。

○みどり・多摩川事業推進課長

お昼を挟んでしまうかもしれないのですが、そのような形で設定させていただくことについて、もし御予定など、もう既にあればと思うんですが、いかがでしょうか。

○飯田部会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

○高田委員

5月26日の火曜日でしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

はい、さようでございます。

○高田委員

私は11時まで授業があつて、それ以降になってしまいますけれども、それ以降だったら大丈夫です。親のほうは出られないかもしれない。早くて11時からで、11時過ぎくらいになってしまうかもしれません。

○みどり・多摩川事業推進課長

高田先生、ありがとうございます。そのほかの先生方はいかがでしょう。

○中島副部長

中島ですが、私は26日で大丈夫です。

○みどり・多摩川事業推進課長

水庭先生はいかがでしょう。

○水庭委員

水庭です。午後、正規の授業が入っているので、もしこの日に確定だったら、今からほかの教員と相談して調整してみます。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。飯田先生はいかがでしょう。

○飯田部長

私は大丈夫そうです。あと、今日御欠席の坂倉委員と大久保委員の予定も至急御確認いただき、水庭委員に連絡していただければと思います。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。では、ほかの委員の御予定も確認した上で、決定するかどうか急ぎ御連絡を差し上げたいと思います。

次回は、今日いただいたいろんな視点を含めて、もう少し具体的に、緑被率の算定なども作業を進めてデータをお示しして、このようなイメージで反転の時期とか、もう少し解像度を上げたものを御提示するとともに、個別の議論に向けても、どういう課題があるか等についてはまとめて挙げさせていただければというふうには今考えてございますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○飯田部長

よろしく申し上げます。

では、ほかになれば事務局にお返しします。ありがとうございました。

○事務局

飯田部会長、ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、建設緑政局緑政部長から挨拶を申し上げます。

○緑政部長

皆様、本日も大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。これまで2回部会を開催してまいりましたけれども、特に緑の総量について大変深い議論をしていただいて、計画の骨格となる部分が大分明確になってきたように感じております。特に、今日は反転について本当にたくさん御意見をいただきまして、ここは重要なポイントだなと改めて思ったところです。

今ある緑を財源確保も含めて行政がしっかり対応していくというところと併せて、民との連携により新しい緑をつくっていくというところが大切かなと思っておりますが、そのためには、今日も御意見をいただきましたが、ドラスチックな大胆な施策も必要ではないかと。しかし、やはり実効性のあるものでなければいけないというところですので、今も庁内でも建設緑政局だけではなく、いろんな局と連携しておりますが、本当に全庁的にこれからも横連携をしながら、思い切った施策を見いだしていければと思っております。

また、先ほど與本委員からもお話がありましたが、與本委員はこの3月で任期満了ということで退任をされます。2回出席いただきましたが、10年に一度の計画の改定のスタートの大変重要なときに、御経験とか知見に基づく御意見をたくさんいただきまして、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

また、引き続き御就任いただく委員の皆様につきましても、来年度は個別施策の検討の深度化をして、来年度中に素案として取りまとめるという大事な1年間となると思いますので、引き続き御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局

それでは、これをもちまして令和7年度第2回川崎市環境審議会自然共生部会を終了いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

午後 4 時56分閉会